

令和8年度 奈良県起業家支援事業

起業支援金 説明会

制度概要・申請方法・審査ポイントを整理します

■ 主催：奈良県

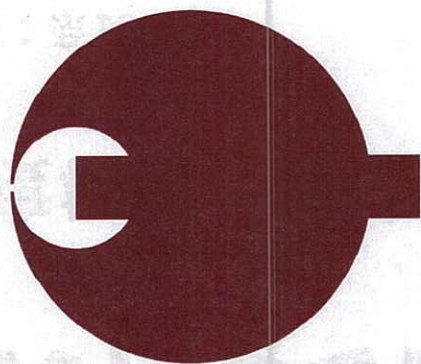
■ 事務局：一般社団法人TOMOSU



本説明会では、制度の説明、事業の要件、申請の方法、採択後のスケジュール等を説明します。

本事業の体制

主催



奈良県産業部
経営支援課

企画・運営



委託



T O M O S U

一般社団法人
TOMOSU

本日の内容

申請前に押さえるべき要件と、審査で見られるポイントを確認します

1. 制度の趣旨・目的

2. 申請者・対象事業の条件

3. 補助率・補助対象経費

4. 申請方法とスケジュール

5. 審査基準と準備のポイント

6. 伴走支援・移住支援・個別相談



本資料は、令和8年度の募集の手引き・交付要綱・提出様式をもとに構成しています。

前提：本資料の参照元

✓ 申請時は、奈良県公式HPに掲載される最新資料を必ず確認してください



募集の手引き

対象者・事業の要件・対象経費・申請方法を確認



交付要綱

補助金の制度根拠・交付要件を確認



提出様式

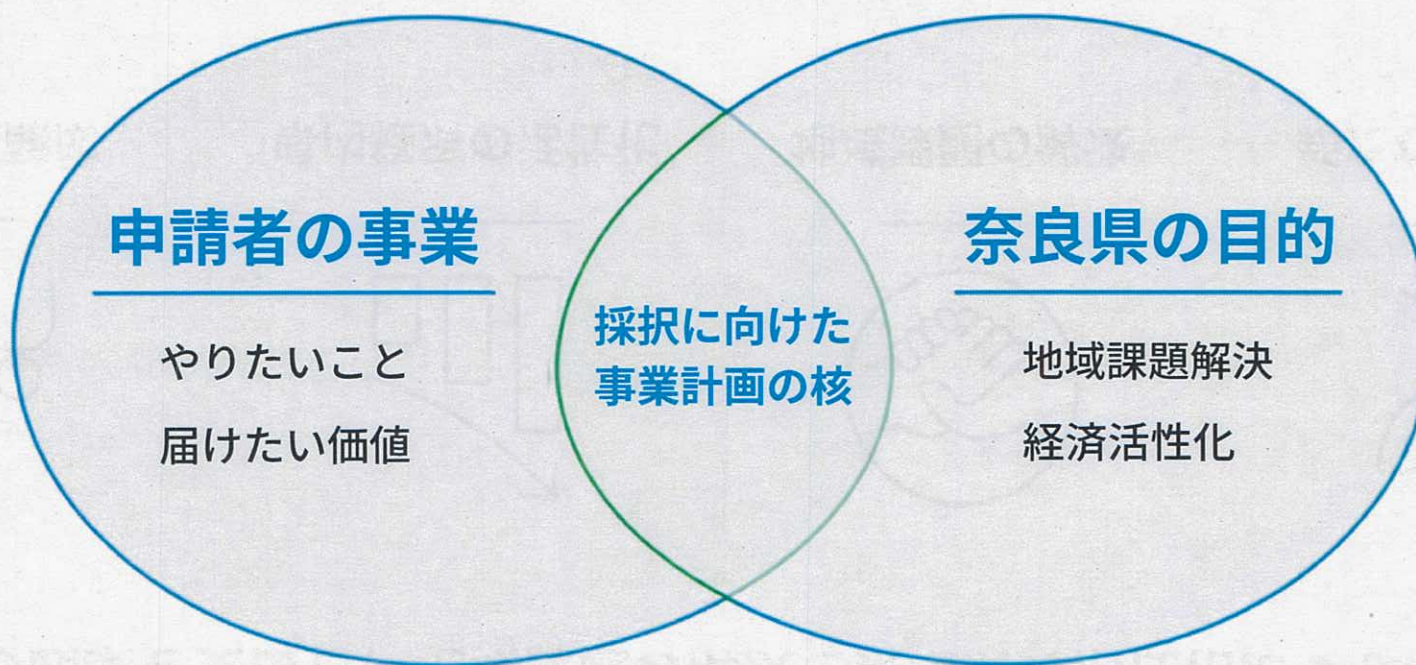
申請書、事業計画書、補助事業経費内訳書、誓約書



説明会資料は要点整理です。最終判断は、公式資料と事務局確認に基づいて行ってください。

制度の趣旨・目的

申請書では、自分の事業と奈良県が目指す目的の重なりを示すことが重要です



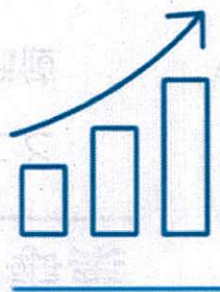
事業の魅力に加えて、地域にどのような効果があるかを具体的に説明します。

制度の趣旨・目的

奈良県内での起業を支援し、地域課題の解決と県経済の活性化につなげる制度です



起業の機運醸成



県内経済の活性化



地域課題の解決



新たな事業の創出



単なる開業費用の補助ではなく、地域に必要とされる事業を後押しする制度です。

起業支援金とシニア起業支援金

- ✓ 制度の対象を確認し、自分がどちらに該当するかを整理します

項目	起業支援金	シニア起業支援金
対象	県内で起業等を行う方	55歳以上で起業等を行う方
類型	起業・第二創業・事業承継	起業・第二創業・事業承継
補助率	2分の1以内	2分の1以内
上限額	200万円	200万円

- ✓ 55歳以上の方は、起業支援金に申請することも可能ですが、**両方に申請することはできません。**
募集資料を確認のうえ申請区分を選択してください。

申請者の要件



申請者自身が、すべての要件を満たしている必要があります

事業の要件の詳細は、P.11をご覧ください。



個人事業主または法人代表者
(予定を含む)



住民税を滞納していないこと



中小企業者であり、
みなし大企業でないこと



法令遵守上の問題がないこと



奈良県内に居住または居住予定



反社会的勢力との関係がないこと

シニアの場合



(申請書を提出する時点で) 満55歳以上であること

補助率・補助上限額

- ✓ 補助率は2分の1以内、補助上限額は200万円です

補助率

2分の1

補助上限額

200万円

算出基準

税抜金額



例：税込110万円の補助対象経費の場合、
税抜100万円の2分の1が補助対象



補助額50万円



実際の補助金額は、審査・交付申請・実績確認を経て確定します。

申請類型一覧

- ✓ 申請類型は、起業枠・第二創業枠・事業承継枠の3つです

起業枠

新たに起業する際に必要な経費を補助

第二創業枠

既存事業とは異なる新たな事業へ進出

事業承継枠

前任者から事業を引き継ぎ新たな事業へ進出



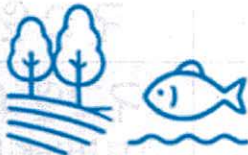
第二創業枠・事業承継枠では、Society5.0関連業種等の付加価値の高い産業分野であることが必要です。

制度の詳細／事業の要件

条件	起業	第二創業	事業承継
地域課題の解決に資する事業であること	○	○	○
デジタル技術を活用して行う事業であること	○	○	○
奈良県内で実施する事業であること	○	○	○
公序良俗に反する事業でないこと	○	○	○
他の補助金等と重複して行う事業でないこと	○	○	○
令和8年6月8日～令和9年2月26日の間に個人事業の開業届出または法人等の設立の登記を行い、新たに事業を開始すること	○		
Society5.0関連業種等の付加価値の高い産業分野であること		○	○
令和8年6月8日～令和9年2月26日の間に同一法人（または個人）が、既存事業とは異なる事業に取り組むこと		○	○
令和8年6月8日～令和9年2月26日の間に代表者の交代を行い、新たな事業に取り組むこと			○

地域課題の解決とは

✔ 事業を通して、奈良県内の地域課題の解決に役立つことが必要です

 医療・福祉・子育て支援	 県内経済好循環の促進	 農・畜産・水産業・林業 ・木材産業の振興	 環境・エネルギー
 生活の安全・安心	 住みよいまちづくり	 県南部・東部の振興	 観光の促進

i 申請書では、どの地域課題に対して、どのように貢献するかを具体的に説明します。

地域課題解決の事業例

- 事業の魅力だけでなく、地域への効果を説明します

	高齢者のための買い物代行、移動販売
	空き家を活用した店舗・拠点づくり
	つながりをつくるコミュニティカフェ・交流拠点
	県産素材を活用した工芸品・地域産品の製造販売
	観光客向け観光ツアー、体験プログラム、観光DX

- 地域資源・地域課題・顧客ニーズを接続して、事業計画に落とし込みます。

デジタル技術の活用とは

❗ 生産性の向上・機会損失の解消・顧客利便性の向上につながる活用が求められます



ネット予約



ネットショップ



電子決済



SNS広報



オンライン管理



単に使うだけでなく、事業運営や販路開拓にどのような効果があるかを説明します。

Society5.0関連業種等とは

❗ 第二創業枠・事業承継枠では、未来技術を活用した付加価値創出が重要です



例

AI活用 / オンライン管理 / 在庫・受発注管理 / ロボット支援



業種名だけでなく、技術を使って何を改善し、どんな価値を生むかを説明します。

補助対象経費の基本条件

✓ 対象経費は、3つの条件をすべて満たす必要があります

1. 起業等に必要な経費

2. 補助対象期間内に発生・支払い完了

3. 領収書等で事実確認ができる経費

✓ 金額・内容・支払いの事実が確認できない経費は、補助対象と認められません。

補助対象経費の種類

✓ 経費区分ごとに、対象となる範囲と必要書類が異なります

01 人件費	02 店舗等借料	03 設備費
04 原材料費	05 借料	06 知的財産権等関連経費
07 謝金	08 旅費	09 マーケティング調査費
10 広報費	11 外注費	12 委託費

✓ 経費名だけで判断せず、補助事業との直接関係を説明できるようにします。

補助対象外となる経費



汎用性が高いもの、期間外の支払い、証拠が残らないものは対象外になりやすいです



交付決定前の契約・購入・支払い



中古品・オークション購入物



定款認証料、収入印紙代



通信運搬費（電話代、切手代、インターネット利用料金）・光熱水費



口座から引き落とされた日が補助対象期間を過ぎている（クレカ等）



飲食・接待・娯楽費



振込手数料・代引き手数料



三親等以内の家族への発注



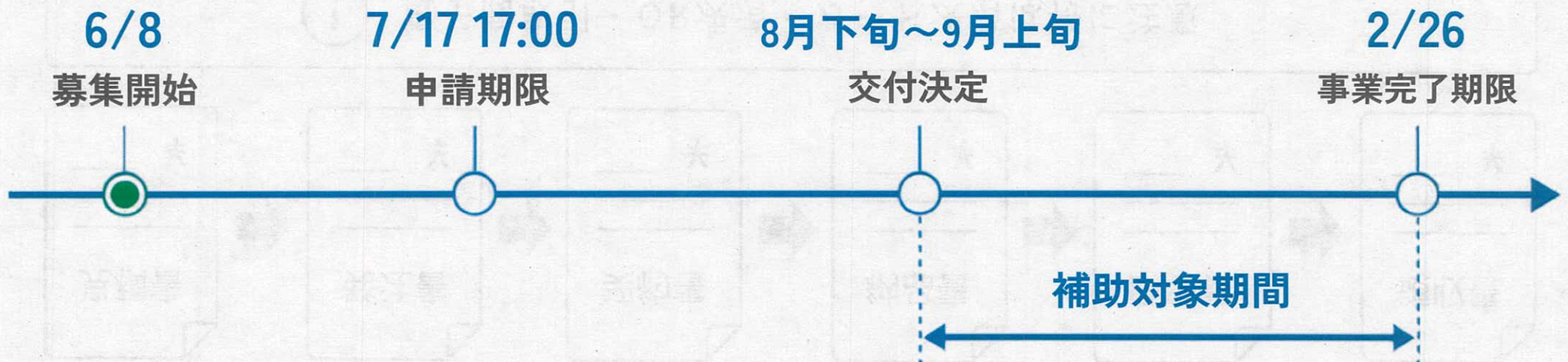
クーポン、ポイント、金券、商品券、法定通貨以外での支払い



商号の登記、会社設立登記、登記事項変更等に係る登録免許税

補助対象期間

i 補助対象経費は、交付決定日から令和9年2月26日までに発生・支払いを終える必要があります



! 交付決定前の契約・注文・購入・支払いは、補助対象外です。

証拠書類の保管

✓ 経費の支払いを証明できる書類は、必ず保管してください



❗ 電子商取引・QR決済・カード決済は特に注意

i 書類不備がある場合、補助対象外または補助金額の減額につながる可能性があります。

審査申込みから事業完了まで

✓ 申込みから補助金入金まで、複数の手続きが順番に進みます



申請方法

！ エントリーフォーム入力後、必要書類をPDF化してメール提出します

1

1. エントリーフォーム入力（Googleフォーム）

2

2. 奈良県HPより応募様式をダウンロード

3

3. 必要書類をメール提出



申請期限：令和8年7月17日（金）17時必着



宛先：kigyo@tomosu.org



エントリーフォームへの入力と、必要書類の提出をもって、正式に審査申込み完了となります。

提出書類

❗ 正式な審査申し込みには、必要書類一式の提出が必要です



申請書（第1号様式）



事業計画書（別紙1）



補助事業経費内訳書（別紙2）



誓約書（別紙3）



その他事業の参考となる書類



すべてPDFに変換し、ファイル名は指定ルールに沿って整理してください。

-ファイル名「【氏名フルネーム】_書類名」

-その他参考資料は、合計20MB以内かつA4 10枚以内目安

審査の流れ

！ 一次は書類審査、二次はプレゼンテーション審査です

1 一次審査：書類審査



提出書類をもとに評価



2 二次審査：プレゼン審査



発表と質疑応答をもとに評価
発表10分＋質疑10分を想定



追加資料の提出はできません

書類とプレゼンの両方で、事業の目的・実現性・地域貢献を一貫して説明します。

審査基準：起業家支援金

評価項目	評価の視点
社会性・地域課題性	地域の課題を具体的に捉えているか。課題と事業が明確に結びついているか
事業性（収益・競争優位）	収益モデルが成立しているか。競合に対する差別化・優位性が明確か
成長性・将来性	将来的な拡張性があるか。一過性ではなく発展可能な事業か
実現可能性	現実的に実行できる計画か。人材・資金・スケジュールの体制が整っているか
地域貢献・波及効果	地域経済・雇用への影響があるか。他事業者との連携可能性があるか
デジタル活用	デジタル活用が具体的か。生産性向上や価値創出につながっているか
プレゼン・経営者の資質	実行力・継続力があるか。課題に向き合う姿勢・説得力が見られるか
移住（加点）	東京圏からの移住による新たな人材流入を伴う場合に加点（移住支援金対象見込み者）

審査基準：シニア起業家支援金

評価項目	評価の視点
社会性・地域課題性	地域の課題を具体的に捉えているか。課題と事業が明確に結びついているか
事業性・継続可能性	収益が成り立つ事業構造か。無理なく長く続けられる仕組みと収益の見通しが描けているか
実現可能性	計画が具体的かつ現実的であり、着実な実行が見込まれるか
地域貢献	地域との関係構築ができるか。他者・地域コミュニティと共生できるか
デジタル活用	基本的なデジタル活用ができるか。業務効率化や顧客接点につながっているか
プレゼン・起業への想い	継続意欲と学ぶ姿勢があるか。事業への想いが伝わるか

審査で見られるポイント

❗ 事業計画書では、課題・顧客・収益・実行体制を具体的に示します



課題設定

どの地域課題を解決するか



顧客理解

誰に価値を届けるか



収益モデル

どう継続的に売上を作るか



実施体制

誰がどう実行するか



資金計画

経費と売上の根拠はあるか



デジタル活用

事業運営にどう活かすのか



抽象的な理念だけでなく、数字・根拠・実行手順まで落とし込みます。

事業計画書の記入ポイント

(別紙1)

事業計画書	
事業者の概要	
氏 名	生年月日 年 月 日
居 住 地	
電 話 番 号	
E-mail ア ド レ ス	
1. 補助事業計画の内容	
①事業の概要	
事業区分	☐ 起業 ☐ 事業承継 ☐ 二創業
開業予定月	(これから開業される方) ※該当する月を選択してください
開業日	(開業済の方) 年 月 日
屋号又は商号	※事業計画書提出日までに開業している場合のみ記載してください
事業実施地	☐ 予定 ☐ 確定
	※事業実施地の位置及び近隣の状況が把握できる地図(最寄駅・バス停等の公共交通機関並びに公共施設その他目印となる建物等を含むもの)を添付すること。 ※当該地において本事業が実施可能であるか、関係法令や地域における取り決め等を確認してください。 (例:都市計画法及び建築基準法では、第一種低層住居専用地域での飲食店の開業は制限されています。)
事業名	※「●●●事業」となるように記載してください
支援機関への相談	※事業計画書の作成にあたり、支援を受けた機関があれば記載してください
確認事項	事業実施においては、関係するすべての法律、条例、規則、関係省庁のガイドライン等を遵守して行う事業であること。 ☐

開業予定月・開業日が、事業期間内であることを確認

店舗や事務所の場所が確定もしくは予定している場合には、その場所の地図を添付すること。

メニュー>校閲>シートの保護解除で、画像を添付可

事業計画書の記入ポイント

②事業で解決しようとする地域の課題（複数選択可）
☐ 医療・福祉・子育て支援 ☐ 県内経済好循環の促進 ☐ 農・畜産・水産業・林業・木材産業の振興 ☐ 環境・エネルギー ☐ 生活の安全・安心 ☐ 住みよいまちづくり ☐ 県南部・東部の振興 ☐ 観光の促進
具体的な内容
③社会的事業の要件（社会性） 地域社会が抱える課題の解決に資すること
④社会的事業の要件（事業性） 提供するサービスの対価として得られる収益によって自律的な事業の継続が可能であること
⑤社会的事業の要件（必要性） 地域の課題に対し、当該地域における課題解決に資するサービスの供給が十分でないこと
⑥社会的事業の要件（デジタル技術の活用） 起業等をする者の生産性の向上・機会損失の解消及び顧客の利便性の向上につながるデジタル技術を活用していること

審査においてもっとも重要なページ
各記載枠の「厚み」については自由に
増やすことも可。

※結果、ページが増えることも可。

「事業計画書」について参考資料や補
足資料がある場合は、別添いただくこ
とも可。※A4 10枚以内を目安

補助対象経費内訳書の記入ポイント

補助対象経費内訳書

①経費の明細

[illegible]

注) 経費区分・補助対象経費の種別ごと(実施しない事業については記載省略。)に記載すること。経費区分ごとに小計欄を設けること。補助金交付申請額は、千円未満切り捨てで記載すること。

②資金調達内訳

区 分	補助事業に要する経費(円)	資金の調達先
自己資金		
借入金		
その他		
合 計 額	-	

経費区分・補助対象経費の種別ごとに小計を記載する。以下例。

補助対象経費内訳書

①経費の明細

税抜で記載

経費区分	補助事業に 要する経費	補助対象 経費 (税抜)	補助金 交付申請額	備考
人件費	1,800,000	-	-	役員報酬1名、6ヶ月分
	300,000	272,727	136,364	パート1名、6ヶ月分
小計	2,100,000	272,727	136,364	
店舗等借料	1,500,000	1,363,636	681,818	店舗家賃6ヶ月分
小計	1,500,000	1,363,636	681,818	
設備費	1,200,000	1,090,909	545,455	工事費
小計	1,200,000	1,090,909	545,455	
原材料費	100,000	90,909	45,455	原材料費
小計	100,000	90,909	45,455	
旅費	100,000	90,909	45,455	東京出張1回（2泊3日）
小計	100,000	90,909	45,455	
外注費	200,000	181,818	90,909	チラシ・パンフレット作成
	200,000	181,818	90,909	WEBサイト制作費
小計	400,000	363,636	181,818	
委託費	500,000	454,545	227,273	コンサル契約料
小計	500,000	454,545	227,273	
合計	5,900,000	3,727,273	1,863,000	千円未満切り捨て

補助対象経費内訳書の記入ポイント

⑤ 事業の継続性（起業の場合）

売上・利益等の計画 (単位：千円)					
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
① 売上高					
② 売上原価					
③ 売上総利益 (①－②)					
④ 販売管理費					
⑤ 営業利益 (③－④)					
⑥ 従業員数					
⑦ 積算根拠					

⑦ 事業の継続性（事業承継又は第二創業の場合）

決算状況等 (単位：千円)					
	1年前	今期	1年後	2年後	3年後
	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
① 売上高					
② 売上原価					
③ 売上総利益 (①－②)					
④ 販売管理費					
⑤ 営業利益 (③－④)					
⑥ 従業員数					
⑦ 積算根拠					

起業の場合は、5年間の計画を記入。
事業承継又は第二創業の場合は、1年前から3年後までの実績および計画を記入する。

「積算根拠」には上部の売上・売上原価・販売管理費・営業利益等の情報に関する根拠や意味付けを記載する。

採択後の交付申請

❗ 採択後すぐに補助事業を開始するのではなく、交付決定通知を受けてから着手します



交付決定通知書に記載された日付が、補助対象期間の開始日になります。

伴走支援について

! 採択後は、事業の実行と継続に向けて専門家が個別に支援します

事業計画の確認



税務・会計



資金繰り



販路開拓



広報・マーケティング



実績報告支援



✓ 月 1 回程度の個別面談を想定



補助金活用だけでなく、補助終了後も自走できる事業づくりを支援します。

伴走支援について



合同会社Office Walk On 代表社員 梶 純子 (中小企業診断士)

株式会社リクルートスタッフィングに入社し、ライコスジャパン株式会社（現 楽天グループ株式会社）への転職を経て、リクルートスタッフィングに再入社。2015年に中小企業診断士として登録し、副業として中小企業支援を開始。2021年末に退職し、中小企業診断士として独立。現在は奈良県内の中小企業に対する経営コンサルティングを行いながら、創業支援にも注力している。奈良県立図書情報館での経営相談、奈良市創業支援施設BONCHIでの相談員、奈良商工会議所での創業塾講師、奈良伝統工芸後継者育成研修（NCCP）の伴走支援等を担当。著書に『内向型だからうまくいく「ひとり起業」5つのステップ』（現代書林）。



株式会社パレットテクノロジーズ 代表取締役 阪本 翔太 (中小企業診断士)

大手空調機器メーカーのシステムエンジニアを経て、現在は株式会社パレットテクノロジーズの代表取締役を務める。中小企業診断士とITストラテジストの国家資格を持ち、民間企業や社会福祉法人、組合・団体などに対して幅広くITや経営に関する支援を行っている。製造・建設・物流・飲食・介護福祉など多岐にわたる業種で、知見を活かした生産性向上や経営改善を実現してきた。大学や商工会議所等にて、IT・AI活用、事業計画策定（補助金申請）、Webマーケティングなどに関するセミナー実績も豊富。ITや経営に関する"難しい話を分かりやすく伝えること"を大切にしている。



経験豊富な2名の中小企業診断士が、伴走支援します。
必要に応じて、専門家や支援機関との連携をします。

変更申請

❗ 事業内容や経費の使い道に変更がある場合は、事前相談が必要です



購入内容の変更



金額の変更



実施方法の変更



変更承認前に進めると、補助対象外となる場合があります。

実績報告と補助金入金

! 補助金は、実績報告と確定検査の後に入金されます



実績報告提出期限：事業終了後30日以内または令和9年2月26日の早い日

事業化報告

❗ 補助金交付後も、5年間の事業化状況報告が必要です



毎年度4月末日までに、前年度の売上高等を報告



補助事業は採択で終わりではなく、事業の継続状況を報告する必要があります。

関連情報

地域課題解決型 起業セミナー

地域課題解決型

起業 セミナー



会場: 奈良商工会議所 会議室

プレセミナー

7.24 金 18:30
20:30

起業のロードマップ

第1回

9.3 木 18:30
20:30

起業の基礎理解

第2回

9.10 木 18:30
20:30

経験・スキルの棚卸し

第3回

9.17 木 18:30
20:30

事業構想の具体化

第4回

10.1 木 18:30
20:30

起業に向けた計画の作成



移住支援金について

❗ 東京23区からの移住者は、市町村から移住支援金を受け取れる場合があります



2人以上の世帯

100 万円／世帯



単身世帯

60 万円／人



移住先に継続して在住予定



東京23区内に在住または通勤



市町村ごとの要件確認が必要



支給条件や申請手続きは市町村により異なるため、移住先市町村へ確認してください。

奈良ローカルビジネス実践プログラム



東京圏からの移住起業を検討する方向けのプログラム

奈良での起業に関心がある方が、地域理解を深めながら事業アイデアを磨き、起業支援金の申請検討につなげるための実践型プログラムです。



対象

東京圏在住で
奈良での起業に関心がある方



内容

Day1 (6.21) @東京 セミナー
Day2 (7.3) @奈良 現地交流



本プログラムへの参加は、起業支援金申請の前提ではありません。
申請する場合は、他の応募者と同じ審査プロセスを経ます。

問い合わせ先



不明点は早めに事務局へ確認してください



奈良県起業家支援事業 事務局



一般社団法人TOMOSU



電話：0742-94-5311



メール：kigyo@tomosu.org



住所：〒630-8217 奈良市橋本町3-1



公式HP：奈良県起業家支援事業ページ

お問い合わせフォーム
(ご相談もこちらから)



お問い合わせの際、混み合うこともあるので、出来る限りお問い合わせフォームよりお問い合わせください